

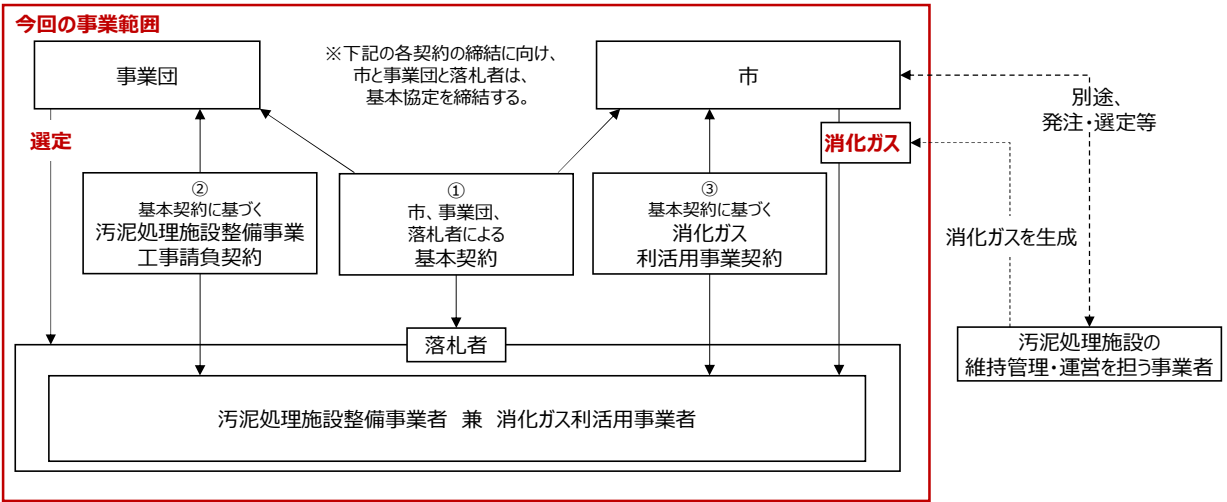
別紙1 事業スキーム図

前提として、下記①～③の契約の締結に向け、市と事業団と落札者は、基本協定を締結する。

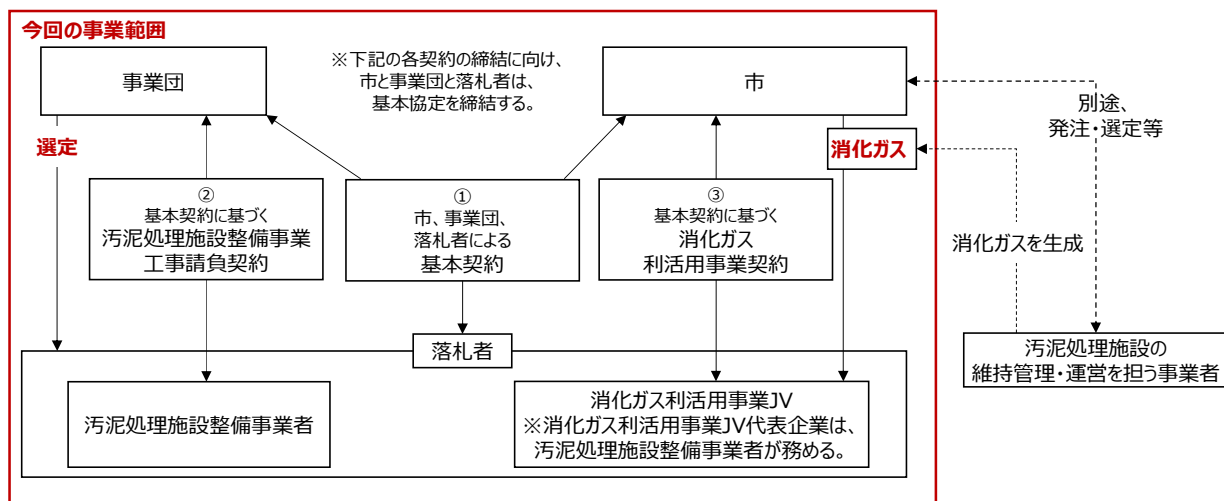
No.	契約書の名称	締結する当事者
①	基本契約書	・ 市 ・ 事業団 ・ 落札者 ・ SPC※
②	汚泥処理施設整備事業工事請負契約書	・ 事業団 ・ 汚泥処理施設整備事業者又は汚泥処理施設整備事業建設JV
③	消化ガス利活用事業契約書	・ 市 ・ 消化ガス利活用事業者又は消化ガス利活用事業JVあるいはSPC

※消化ガス利活用事業において、SPCを設立する場合は、基本契約書に落札者とともに、連名で契約を締結する。

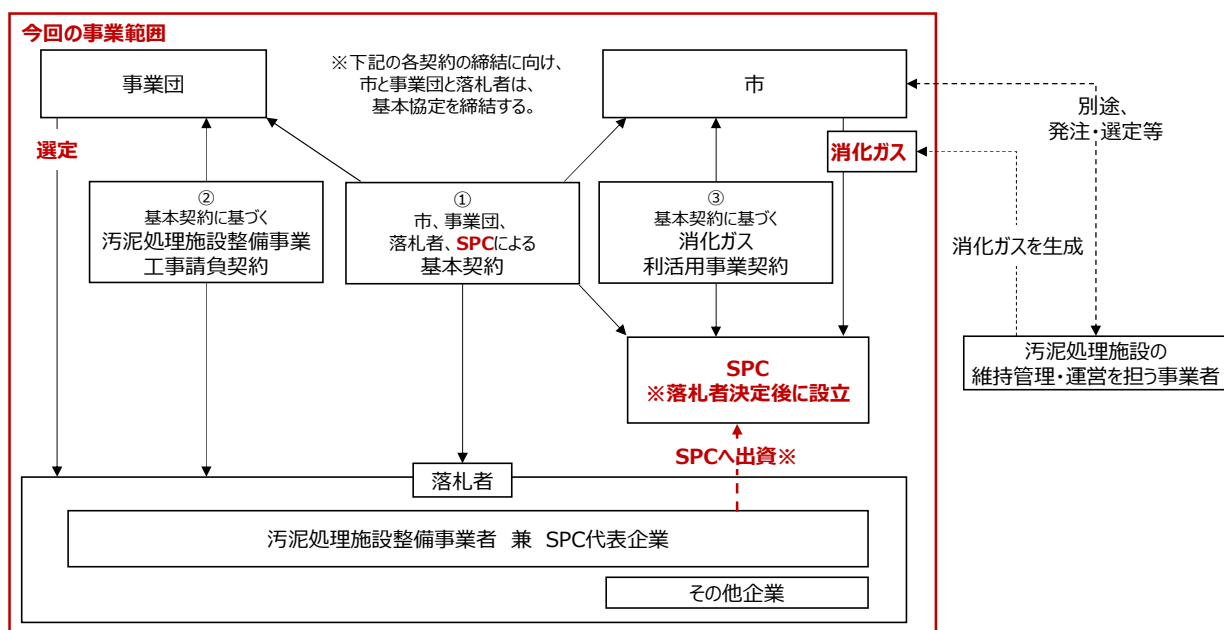
1）汚泥処理施設整備事業及び消化ガス利活用事業をそれぞれ単体有資格業者で実施する場合



2) 汚泥処理施設整備事業を単体有資格業者で実施、及び消化ガス利活用事業をJVで実施する場合

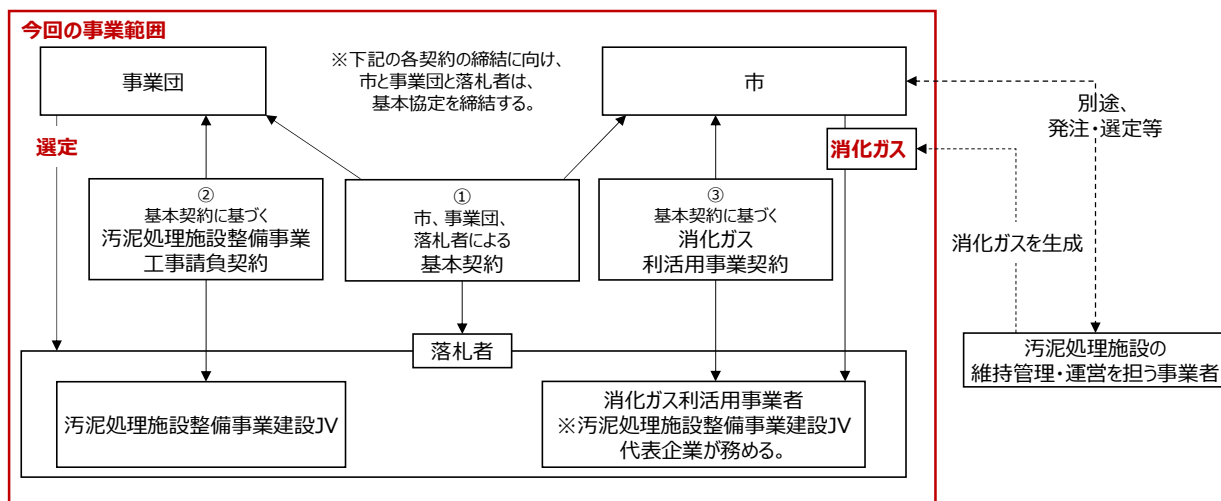


3) 汚泥処理施設整備事業を単体有資格業者で実施、及び消化ガス利活用事業をSPCで実施する場合

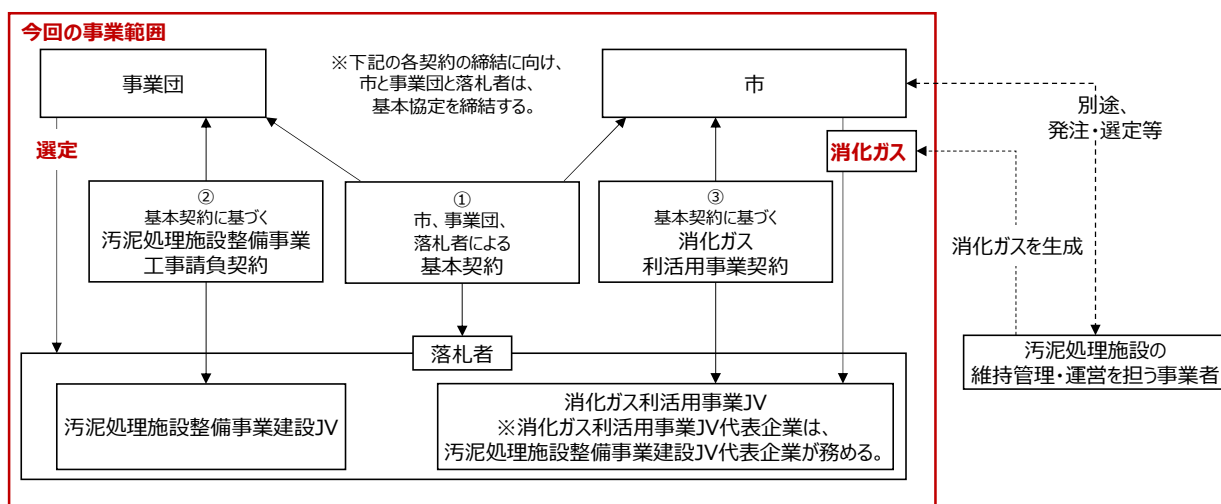


※SPC 代表企業以外の本事業の業務を実施する企業の出資は任意とする。

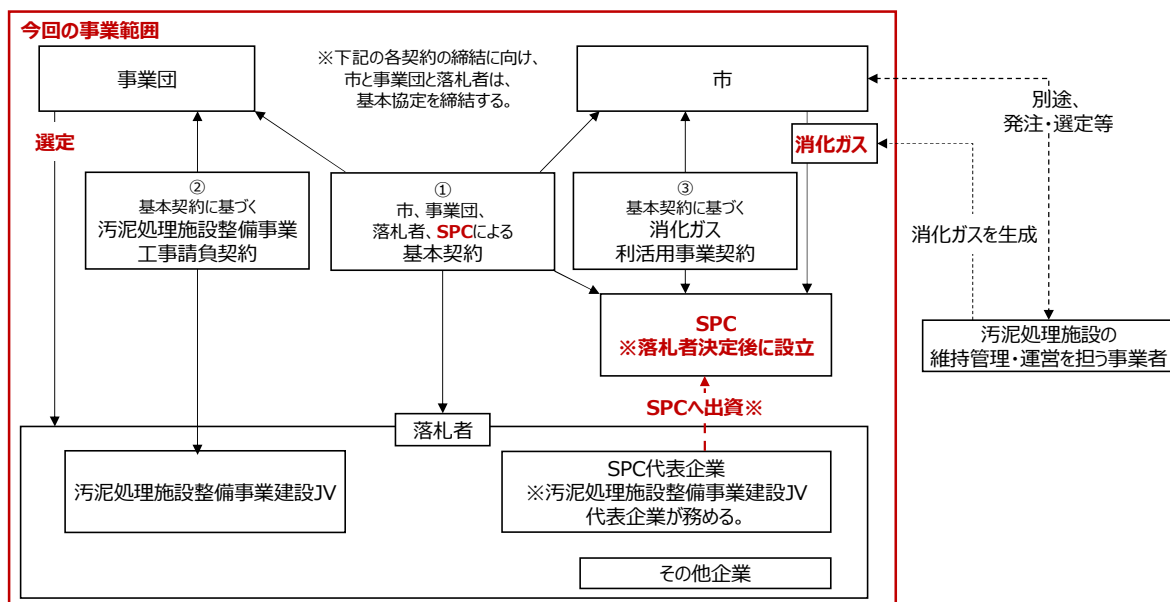
4) 汚泥処理施設整備事業をJVで実施、及び消化ガス利活用事業を単体有資格業者で実施する場合



5) 汚泥処理施設整備事業をJVで実施、及び消化ガス利活用事業をJVで実施する場合



6) 汚泥処理施設整備事業をJVで実施、及び消化ガス利活用事業をSPCで実施する場合



※SPC 代表企業以外の本事業の業務を実施する企業の出資は任意とする。

別紙2 リスク分担に関する基本的な考え方

●本事業に共通するリスク分担に関する基本的な考え方

分類	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				発注者 (市・事業団)	事業者
共通事項 リスク	1	入札説明書等	入札説明書等の誤り、内容の変更によるもの	○	
	2	応札費用	応札費用に関するもの		○
	3	計画変更	発注者による本事業の業務範囲の縮小、拡充等によるもの	○	
	4	許認可遅延	発注者が実施する許認可取得の遅延によるもの	○	
			上記以外による許認可取得の遅延によるもの		○

●汚泥処理施設整備事業に関するリスク分担に関する基本的な考え方

分類	リスクの種類	リスクの内容		負担者	
				発注者 (事業団)	事業者
共通 事項 リスク	5 住民対応	汚泥処理施設整備事業の実施に対する地域住民の要望、訴訟等に関するもの		○	
		上記以外に関する地域住民の要望、訴訟等に関するもの			○
	6 環境問題	発注者の実施する業務の不備による騒音・振動・地盤沈下・臭気等によるもの		○	
		上記以外の実施する業務の不備による騒音・振動・地盤沈下・臭気等によるもの			○
	7 第三者賠償	発注者の実施する業務の不備により、第三者に及ぼした損害によるもの		○	
		上記以外により、第三者に及ぼした損害によるもの			○
	8 法令等の変更	汚泥濃縮施設・ 汚泥消化施設	汚泥処理施設整備事業に直接関係する法令等の新設・変更によるもの	○	
			上記以外の法令等の新設・変更によるもの		○
	9 税制度変更	汚泥濃縮施設・ 汚泥消化施設	事業者の利益に係る税制度以外の新設・変更によるもの（消費税の変更含む）	○	
			上記以外の税制度の新設・変更によるもの		○
	10 物価変動	汚泥濃縮施設・ 汚泥消化施設	設計・建設期間中の物価変動に係る費用の増減（一定の範囲を超えた部分）	○	
			設計・建設期間中の物価変動に係る費用の増減（一定の範囲内）		○ ※1
設計 段階 リスク	11 事業の中止・遅延	発注者の指示、発注者の債務不履行によるもの		○	
		上記以外の事業の中止・遅延によるもの			○
	12 不可抗力	汚泥濃縮施設・ 汚泥消化施設	天災・暴動等の不可抗力により生じる一定額以内の費用増加又は、損害		○ ※2
			上記を超えるもの	○	
	13 測量・調査	発注者が実施した測量・地質調査等の不備によるもの		○	
		上記以外の測量・地質調査等の不備によるもの			○
	14 設計変更、遅延	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの		○	
		上記以外の事由による不備・変更によるもの			○
	15 設計費の増大	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの		○	
		上記以外の事由による不備・変更によるもの			○
	16 不適合	施設の設計図書等において、定められた条件を満たしていないことによるもの			○
	17 要求水準未達	設計業務に関する要求水準の未達によるもの			○
建設 段階 リスク	18 用地	本事業用地における、発注者が提示した情報からは予見不可能と合理的に判断される地盤、地質、土壤汚染、埋設物に関するもの		○	
	19 工事費の増大	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの		○	
		上記以外の事由による不備・変更によるもの			○
	20 工事遅延・ 未完工	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの		○	
		上記以外の事由による不備・変更によるもの			○
	21 工事監理	汚泥濃縮施設・ 汚泥消化施設	工事監理に関するもの	○	
			工事現場管理に関するもの		○
	22 不適合	施設の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない（施工不良を含む）ことによるもの			○
	23 要求水準未達	建設業務に関する要求水準の未達によるもの			○
	24 契約不適合	汚泥濃縮施設・ 汚泥消化施設	契約不適合責任に係る権利行使期間内に発見された、汚泥処理施設整備事業における設計業務及び建設業務に関する契約の内容（※3）への不適合に関するもの		○

※1 事業者は、設計・建設費の15/1,000以内の変動の額を負担する想定だが、詳細は入札説明書等に示す。

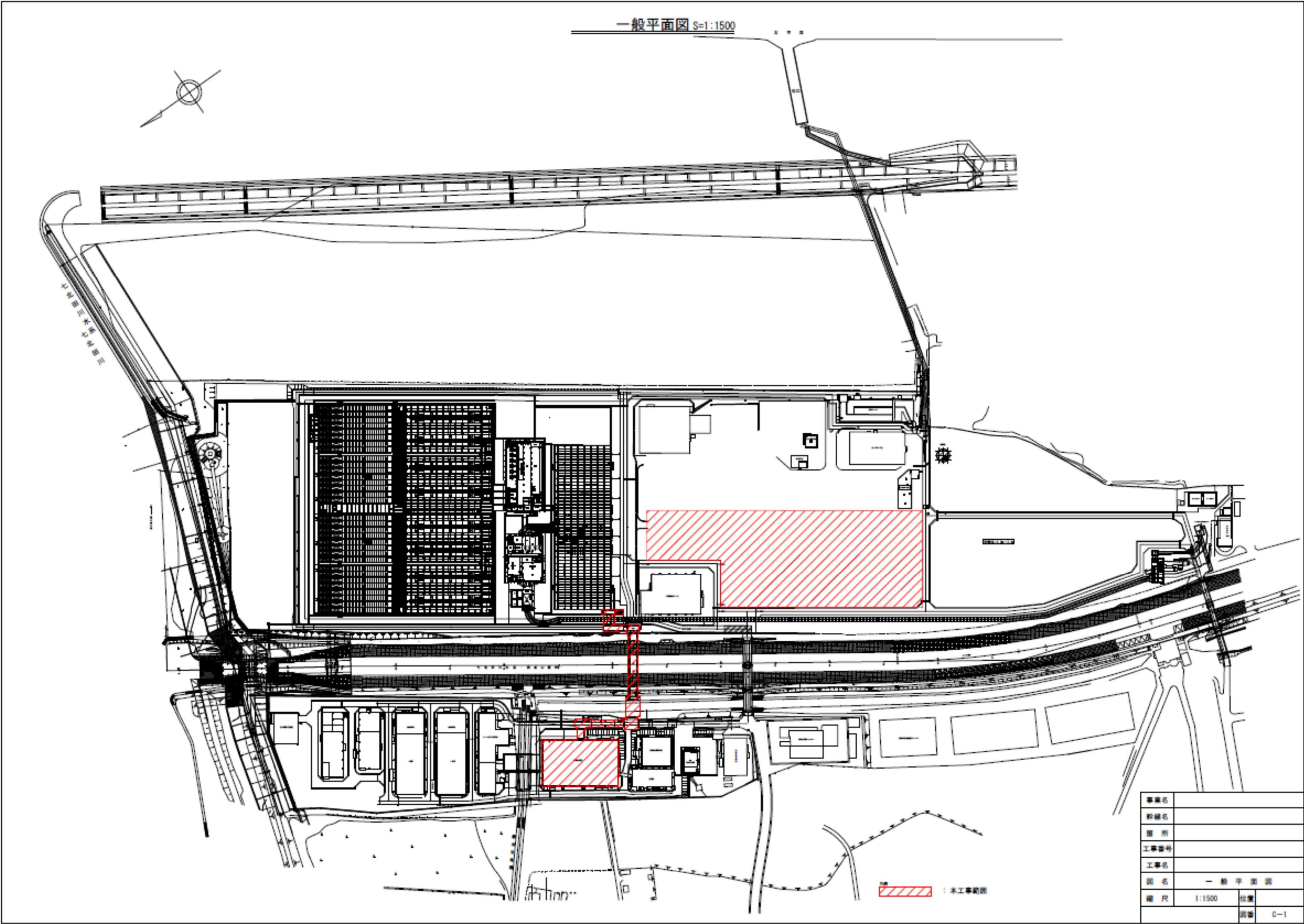
※2 事業者は、設計・建設費の1/100以内の額を負担する想定だが、詳細は入札説明書等に示す。

※3 要求水準書に規定された要求水準未達及び入札時提案事項の未達を含む。

●消化ガス利活用事業におけるリスク分担に関する基本的な考え方

分類	リスクの種類	リスクの内容		負担者	
				発注者 (市)	事業者
共通事項 リスク	25 住民対応	消化ガス利活用事業の実施に対する地域住民の要望、訴訟等に関するもの		○	
		上記以外による地域住民の要望、訴訟等に関するもの			○
	26 環境問題	発注者の実施する業務の不備による騒音・振動・地盤沈下・臭気等によるもの		○	
		事業者の実施する業務の不備による騒音・振動・地盤沈下・臭気等によるもの			○
	27 第三者賠償	発注者の実施する業務の不備により、第三者に及ぼした損害によるもの		○	
		上記以外により、第三者に及ぼした損害によるもの			○
	28 法令等の変更	発電施設	消化ガス利活用事業に直接関係する法令等の新設・変更によるもの	△ ※4	○
			上記以外の法令等の新設・変更によるもの		○
	29 税制度変更	発電施設	税制度の新設・変更によるもの		○
	30 資金調達	消化ガス利活用事業に必要な資金の確保に関するもの			○
	31 物価変動	発電施設	事業期間中の物価変動によるもの		○
	32 金利変動	事業者の借入金に係る金利変動によるもの			○
設計段階 リスク	33 事業の中止・遅延	発注者の指示、発注者の債務不履行によるもの		○	
		上記以外の事業の中止・遅延によるもの			○
	34 不可抗力	発電施設	天災・暴動等の不可抗力により発電施設の運営・維持管理業務の実施その他消化ガス利活用事業の遂行への影響	△ ※5	○
			上記以外のもの		○
	35 測量・調査	発注者が実施した測量・地質調査等の不備によるもの		○	
		上記以外の測量・地質調査等の不備によるもの			○
	36 設計変更、遅延	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの		○	
		上記以外の事由による不備・変更によるもの			○
	37 設計費の増大	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの		○	
		上記以外の事由による不備・変更によるもの			○
建設段階 リスク	38 不適合	発電施設の設計図書等において、定められた条件を満たしていないことによるもの			○
	39 要求水準未達	設計業務に関する要求水準の未達によるもの			○
	40 用地	本事業用地における、発注者が提示した情報からは予見不可能と合理的に判断される地盤、地質、土壤汚染、埋設物に関するもの		○	
	41 工事費の増大	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの		○	
		上記以外の事由による不備・変更によるもの			○
	42 工事遅延・未完工	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの		○	
		上記以外の事由による不備・変更によるもの			○
	43 工事監理	発電施設	工事監理に関するもの 工事現場管理に関するもの		○ ○
運営・維持管理 段階 リスク	44 不適合	発電施設の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない（施工不良を含む）ことによるもの			○
	45 要求水準未達	建設業務に関する要求水準の未達によるもの			○
	46 契約不適合	発電施設	設計業務及び建設業務に関するもの 運営業務及び維持管理業務に関するもの		○ ○
	47 市が供給する消化ガスの変動	発注者が発電施設に供給する消化ガス量に関するもの		△ ※6	○
		発注者が発電施設に供給する消化ガス性状に関するもの		△ ※7	○
	48 施設損傷	劣化によるもの 事故・火災によるもの			○ ○
	49 要求水準未達	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの 上記以外の事由による不備・変更によるもの		○ ○	
終了時	50 運営・維持管理費の増大	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの（発注者が供給する消化ガスに関するものを除く。） 上記以外の事由による不備・変更によるもの		○ ○	
	51 施設の撤去	事業期間終了時における発電施設の撤去に関するもの			○

- ※4 事業者の売電収入が大きく減少するような FIT の変更があった場合に限り、市は消化ガス買取単価を調整することで事業者が生じた損失の一部を負担する。
- ※5 汚泥処理施設からの消化ガス供給に関するものは、No.47 による。
- ※6 要求水準書に規定された市から提供を保証する消化ガス量を下回った場合、買取単価を協議により見直すことで、その場合に生じた事業者の損失の一部を市が負担する。
- ※7 市が供給する消化ガス性状が要求水準書に示す水準から逸脱したことで、消化ガス利活用事業に悪影響が生じた場合、市は協議に応じる。



別紙4 汚泥処理基本フロー

